

所沢市生涯学習推進指針

翔びたつ心 応援します

平成31年3月

所沢市

翔びたつ心 応援します

～タイトルの由来～

「航空発祥の地・所沢」にふさわしく、様々な市民活動を支援する生涯学習推進のキャッチフレーズとしてこれまでの生涯学習推進計画のタイトルに掲げた「翔びたつ心 応援します」には、学びをすすめ、夢や希望に向かって飛び立とうとする市民一人ひとりの意思を尊重し、応援するという所沢市の思いが込められています。

新たに策定する生涯学習推進指針においてもこの思いを引き継ぎ、生涯学習を推進していきます。

目次

第1章 目的と位置付け	1
第2章 現状と課題	3
1. 所沢市のこれまでの取り組み	3
2. 生涯学習を取り巻く背景	5
3. 生涯学習における課題	6
第3章 基本指針	7
1. 【指針1】学びを支える	9
(1) 学ぶ機会の提供と充実	9
(2) 学習情報提供の充実	10
(3) 学び直しの機会の充実	10
2. 【指針2】学びの成果の活用を支える	11
(1) 学びの成果を活用できる仕組みづくり	11
(2) 学びの成果を活用できる場（機会）の提供	12
3. 【指針3】学びの輪（絆）をひろげる	12
(1) 学ぶもの同士のつながりを支える	12
(2) 産学官民のつながりを支える	13
第4章 進行管理	14
第5章 資料編	15
1. 生涯学習とは	15
2. 生涯学習をめぐる法制度等の背景	16
3. 所沢市の生涯学習のあゆみ	17
4. これまでの取り組み（所沢市生涯学習推進計画 第1～4次計画）	18
5. 指針策定の過程	20

第1章 目的と位置付け

これまでの「所沢市生涯学習推進計画」は、本市における生涯学習推進の基本的な考え方と目指すべき方向性からその施策を示し、生涯学習の理念を市民や市の施策に広く浸透させることを目的として策定してきましたが、生涯学習についての市民意識も醸成され、市民の自主性の高い活動が定着してきたことから、この推進計画は一定の役割を果たしてきたものと言えます。

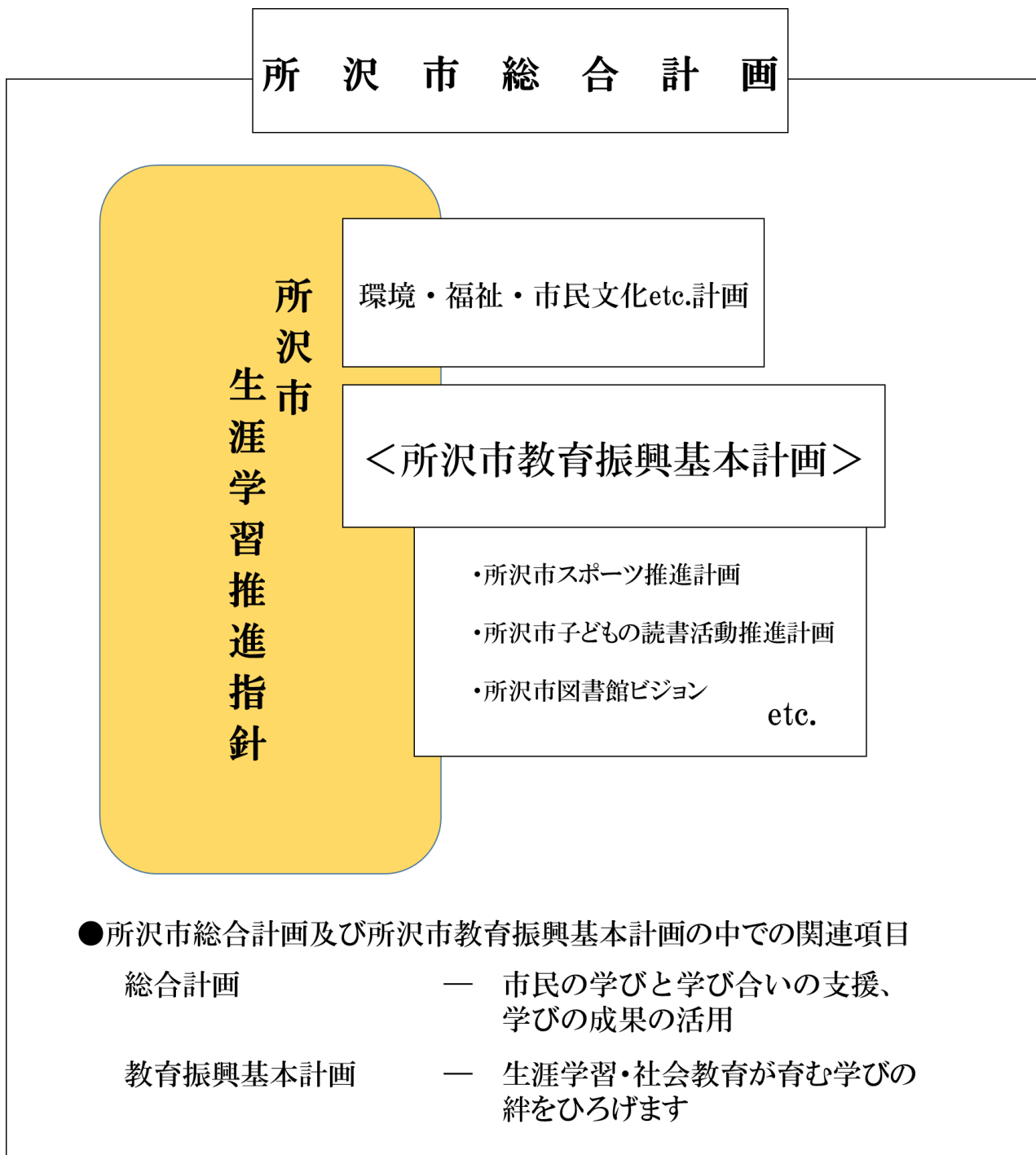
また、第1次所沢市生涯学習推進計画の策定から20年が経過し、時代の変化により、施策・事業等について新たな視点や柔軟性が必要なものも見受けられるようになりました。

この背景のもと、「所沢市の生涯学習が目指す将来像」を創り出し、生涯学習を推進していく基本的な考え方・方向性を示すために「所沢市生涯学習推進指針」（以下「推進指針」という。）を策定します。

今回策定する推進指針は、これまでの所沢市生涯学習推進計画に基づき所沢市の生涯学習推進のあり方を整理し、方向性を提示したものです。

今後は、所沢市の生涯学習推進を所沢市総合計画の中で進行管理し、総合行政施策として実行力を伴う一体的な推進を図っていきます。

関連計画との位置付け



第2章 現状と課題

1. 所沢市のこれまでの取り組み

所沢市では、総合的に生涯学習を推進するための組織として生涯学習推進本部を設置するとともに「所沢市生涯学習推進計画（第1～4次）」を策定し、庁内の横断的な取り組みとして各部局で生涯学習推進関連事業を実施していくなど、全庁的な取り組みを推進してきました。

同時に、「市民との新しい協働の形」として、市民が主体になって生涯学習を進めるための推進組織として、「生涯学習をすすめる所沢市民会議」を設置しました。

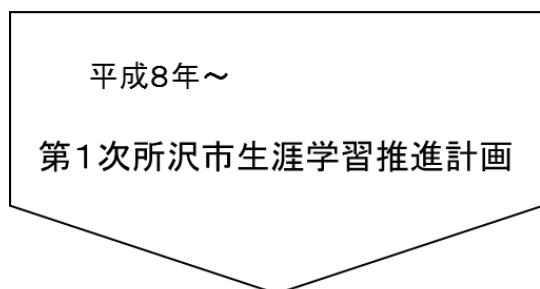
これまでの市民の主体的な生涯学習活動は、市民一人ひとりの生きがいや自己実現につながるとともに、自分の居場所や仲間づくり、地域とのつながりを生んでいます。

また、生涯学習は、様々な活動を通して社会の課題を知り、考える機会にもなり、地域の活性化やまちづくりにも大きく役立つなど、市民個人にとっても、所沢のまちにとってもなくてはならない大きな価値を持つものとなっています。

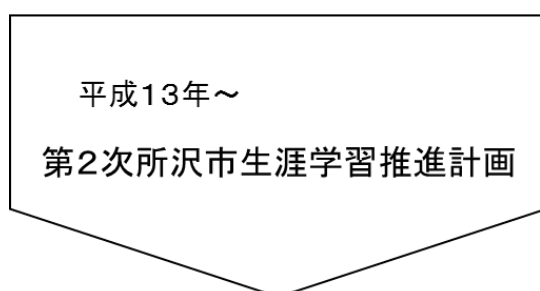
こうして平成8年に第1次推進計画が策定されてから「いつでも、だれでも、どこでも」という生涯学習の理念は市民へ浸透し、市民の学習意欲と学習活動は盛んになってきました。

本市でも生涯学習理念に基づいた生涯学習推進事業を全庁的に実施し、「市民との協働によるまちづくり」に取り組むことにより、市民意識調査では所沢市の魅力を高める分野として評価されるなど、一定の成果を得てきています。

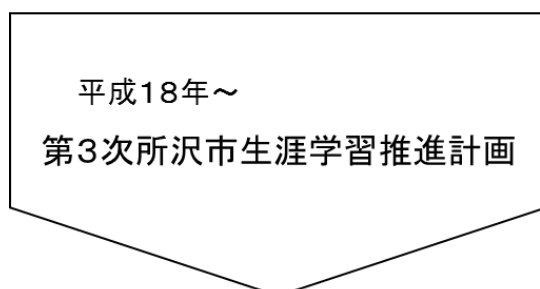
これまでの所沢市生涯学習推進計画



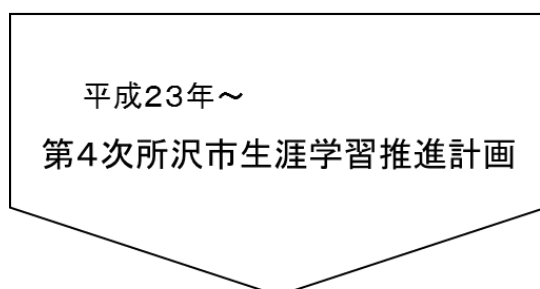
- ・基盤整備
- ・生涯学習センターの開所
(平成11年)
- ・事業や制度、推進体制、学習環境の充実



- ・生涯学習と地域の関連性
- ・自分の学びを誰かの役に立てる
システムづくり
- ・情報化



- ・3つの視点:「生きるための学び」「地域学習のすすめ」「新しい協働をつくる」
- ・ライフステージにあわせた一人ひとりの主体的学習を推進
- ・現代的課題に対応する学習
- ・学びを保障する環境をつくる



- ・市民一人ひとりが心豊かにいきいきと人生を送ること
- ・市民の学習の実践に向けて行政が担う「取り組むこと」を5つの柱として明確化:
「学習機会の提供」「学習・学習者の支援」
「学習環境の整備・充実」「学習情報の収集・発信」「学習資源の蓄積・活用」

2. 生涯学習を取り巻く背景

■少子高齢化

- 老後への不安や健康、生きがいの必要性
- 子育てへの不安や異年齢における交流・体験活動の不足

■コミュニティの希薄化

- 社会のグローバル化に伴うライフスタイルや価値観の多様化
- 地域社会における「人と人との絆づくり」の必要性
- 様々な状況に対応できる人材の育成や多様な人々の力を合わせた地域づくり

本市の将来人口推計（平成 30 年版）によると、平成 45 年（2033 年）には高齢化率が 3 割を超えることが予測されています。また、平成 27 年国勢調査では、平成 17 年から 10 年間で高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯がそれぞれ 1.7 倍及び 1.8 倍と急増していることが示されました。

高齢化や核家族化が進行し、都市化や IT 化によるライフスタイルや価値観の多様化などにより、市民を取り巻く社会状況は急激に変化しています。そのような中、地域社会においても、一層「人と人との絆づくり」が求められています。



3. 生涯学習における課題

■生涯学習の成果を地域で求めている人材や事業に

つなげていくことが求められている

■生涯学習を通じた市民の生きがいつくりと社会貢献との

結びつきが求められている

■地域課題を捉えた学習を通じて市民自らの力で

地域づくりを推進していく必要がある

これまでも市の横断的な取り組みのなかで、生涯学習推進関連事業については、行政施策を推進していくために各部局において福祉、環境、健康、地域づくりなど専門的な見地から盛んに取り組まれています。

しかしながら、様々な場面で施策の効果がなかなか広がっていかない、また「特定の人しか動いていない」「地域リーダー、ボランティアなど地域で必要な役割を担ってくれる人が少ない」という人材不足や後継者問題などの課題も出てきました。

まちづくりには、ふるさと所沢に深い愛着をもった市民の参画や地域貢献を通じ自らまちづくりを進めていこうとする市民の動きが、ますます期待されるとともに、学習（人が自ら学ぶという行為）が地域課題の解決にも結びつき、地域の中に新たな自分の居場所を創出し、地域貢献という関わりの中で個人の生きがいを見出せるような「市民の活躍の場の創出」が大切です。

今後は一層、学びの成果を地域や社会に活かすことで、さらなる「自己実現」や「生きがいつくり」が図れるような方向性が求められています。

第3章 基本指針

所沢市の生涯学習が目指す将来像

豊かな学びが支える持続可能な社会

- 豊かな人格形成と、心豊かな人生を送るための生涯学習活動を支援する
- 生涯学習を通じた市民との協働によるまちづくりを推進する
- 地域の資源を活用し、市民のふるさと所沢を愛する心を育む

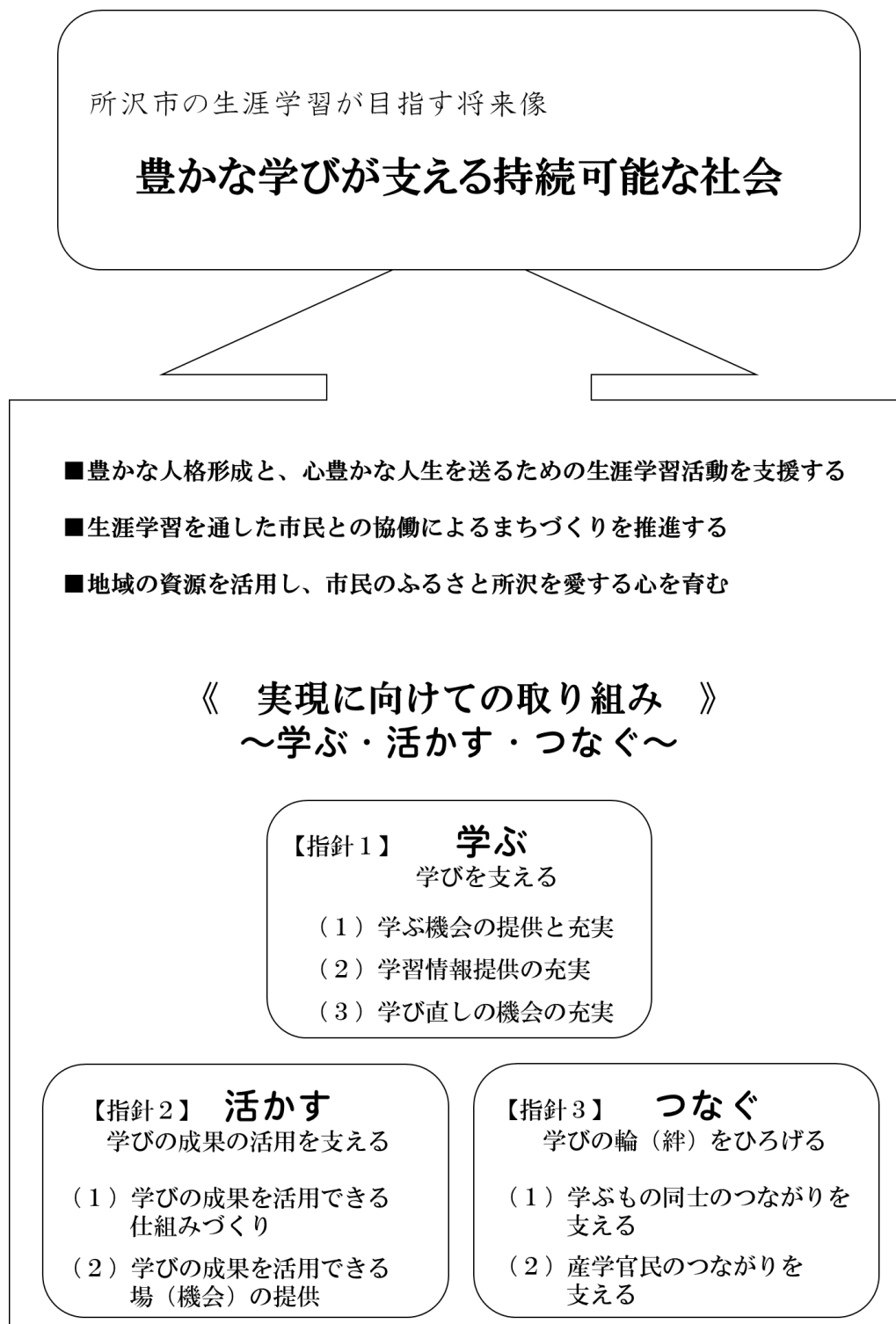
所沢市は、市民一人ひとりが生涯を通じて学び続けることが生きがいの一つとなり、生涯よろこびをもって学び続け、ふるさと所沢を愛し、心豊かに生きることができる地域社会の形成を目指します。

そして学習の成果が大きく広がる輪となり、絆となり、市民文化を醸成し、市民の生きがいづくりや課題解決に寄与し、よりよいまちづくり、豊かなまちづくりにつながっていくよう以下の取り組みを推進していきます。

《実現に向けての取り組み》

- 学びを支える <学 ぶ>
- 学びの成果の活用を支える <活かす>
- 学びの輪（絆）をひろげる <つなぐ>

生涯学習推進の体系図



1.【指針1】 学びを支える

人生 100 年時代を見据え、子どもから高齢者まで、市民の誰もが生涯にわたり心豊かな充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会の充実を図ります。また、市民の主体的な学習活動を支援するとともに、学びの成果を地域社会やまちづくりに活かせるよう、多様なニーズに対応する「学びのきっかけづくり」と「良好な学びの場」を提供・維持していきます。

(1) 学ぶ機会の提供と充実

市民が自発的に学習できる機会の提供として、より多くの市民が、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくために、そのライフステージや置かれた状況に応じた学びのきっかけづくりと学びの機会を提供します。

学びの場としては、生涯学習推進センターや公民館、図書館などの社会教育施設を拠点とする他、各施設において学習活動に必要な施設機能を確保、活用するなど、良好な学びの場の提供・維持に努めます。

また、社会が多様化、複雑化する中で、人権問題や地域課題解決のための学習など、多様な学びの機会を充実させます。

<取組事例>

- 学習講座事業（趣味・教養・技術・資格等）の促進
- 社会教育事業（家庭教育・青少年教育・地域学習・学社連携・多文化共生）の促進
- 文化芸術事業（芸術振興・郷土文化・国際交流等）の促進
- 地域資源を活用した郷土学習の促進

- 環境・福祉・防災等に関する学習事業の促進
- 人権・男女共同参画等に関する学習事業の促進
- 公民館、図書館等の社会教育施設の活用
- サークル活動等の学びの場（活動場所）の提供
- 社会教育施設等の良好な環境の維持（計画的な修繕・維持管理）

（２）学習情報提供の充実

市民が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学ぶことができるよう、生涯学習情報の提供や、学習者のための相談体制の充実に努めます。

<取組事例>

- 生涯学習情報提供の充実
- 地域活動情報等の提供
- 学習者への相談体制の充実
- ICTを活用した情報ネットワークの整備（情報の一元化）

（３）学び直しの機会の充実

社会が多様化する中で、新しい分野に生まれている様々な仕事についての学びや、資格取得・就労意欲につながる学びの提供、また、福祉や環境などの社会問題と関連付け、社会貢献について意識的に考えられるような学び直しの機会を提供します。

<取組事例>

- 資格・技術取得講座等の充実
- 新しい分野についての学習や体験ができる講座の充実
- インターンシップ等職業教育機会の促進

2.【指針2】 学びの成果の活用を支える

社会教育の更なる充実を図り、学習活動を通じた仲間づくりや活動で培った経験を様々な問題解決に活かす力を養います。また、個人の学びから実生活に即した組織的な学習へつなぎ、地域の中で活動することにより達成感や生きがいがいづくりにつながる学習を支援します。

(1) 学びの成果を活用できる仕組みづくり

学びの成果を個人の知識や教養にとどめるだけでなく、地域で活躍する力を育み地域社会の様々な場面で発揮し還元することができる仕組みづくりや制度の構築に努めます。

<取組事例>

- 人材バンクなど様々な分野で活躍する市民・団体の登録制度の活用
- 地域の求めに応じた人材の紹介や調整をするなど、地域への受け皿やコーディネート機能の整備
- 地域の様々な組織や力を有機的につないでいくための調整役（ファシリテーター）などの養成
- 学習者の交流事業の促進や組織化を図るとともに研修を積むことにより付加価値を持たせ、各分野のファシリテーターとして活用してもらう
- 学習情報のデータベース化など、広く情報の共有・発信と行政間の情報共有や調整機能の充実
- 各施策で養成講座等の実施によるボランティア活動の推進

(2) 学びの成果を活用できる場（機会）の提供

学びの成果を活かそうとする市民に対して、その成果を幅広く展開、発展させることができる場（機会）の提供に努めます。

<取組事例>

- 市民との協働事業の促進（市民大学・こどもルネサンス事業等）
- 文化芸術活動の促進や発表の場の整備（市民フェスティバル・市民文化祭・公民館まつり等）
- 社会教育施設や地域交流施設を活用した事業の充実（サロン事業・コミュニティカフェ等）

3.【指針3】 学びの輪(絆)をひろげる

学びの成果を地域で活かせる仕組みづくりとともに、様々な市民活動の支援や更なる人材の確保を図ります。また、団体後継者の育成支援研修や世代間をつなげていくための事業などを推進します。

(1) 学ぶもの同士のつながりを支える

地域社会におけるコミュニティの希薄化が進み、人と人との絆づくりが求められている中で、学習を通じた世代間交流や学ぶもの同士が交流できるような機会の提供や情報の共有化を図ります。

<取組事例>

- 市民活動・市民サークルの紹介

- 団体の情報発信（SNSの活用や広報紙づくり）研修会等の充実
- ふれあい事業（子育て・健康・高齢者・障害者など、同じ課題や悩みを持った人々の交流）の充実
- 地域の子ども見守り隊などによる世代間交流
- 保育所・幼稚園等と高齢者施設との世代間交流事業
- 昔遊びや体験学習事業による世代間交流

（２）産学官民のつながりを支える

市民団体や地域コミュニティとの連携を深めるとともに、さらなる市民との協働の充実を図ります。

また、大学や事業者などとの連携により、それぞれが持つ人材や情報、ノウハウ等を組み合わせ、活用することで地域課題を解決するとともに、企画力や課題解決力等に優れた人材の育成を目指します。

<取組事例>

- 市民団体との協働事業の促進（生涯学習をすすめる所沢市民会議、所沢市体力づくり市民会議、所沢市文化団体連合会 他）
- 事業者の地域活動の支援
- 市民団体のNPO立ち上げやマネジメントに関する研修事業
- 地域商店会や事業者との連携事業の促進
- 大学や研究機関と自治体との連携によるまちづくり事業（研究ノウハウや学生生活力の利用）

第4章 進行管理

■変化する社会情勢に合わせて、市民の生涯学習の現状把握に努め、必要に応じて随時見直しを図る

■事務事業評価や教育行政推進施策点検評価の活用

■関係会議、関係審議会への発議・報告

本推進指針に基づく生涯学習推進の進行管理については、最上位計画である総合計画及び同計画に基づく実施計画と、その分野別計画である教育振興基本計画及び同計画に基づく教育行政推進施策との整合性を執りながら進行管理を行っていきます。

なお、本推進指針については、特に期間を定めませんが、社会情勢等の大きな変化があった際には、必要に応じ見直しを図っていきます。



第5章 資料編

1. 生涯学習とは

昭和40年（1965）、ユネスコの第3回成人教育推進国際委員会でポール・ラングランが提唱した生涯教育論が、生涯学習の考え方の原点と一般的には言われています。

ここで提出された報告書には、「教育は児童期・青年期で停止するものではなく、それは人間が生きている限り続けられるべきものである」との考えが述べられました。

昭和56年（1981）、日本では中央教育審議会がまとめた答申「生涯教育について」の中で、初めて生涯学習の概念が示されました。ここでは、「変化の激しい社会の中で、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」として、生涯学習という概念が説明されています。

昭和62年（1987）、臨時教育審議会による「教育改革に関する第4次答申」では、教育体系を学校中心から生涯学習中心に改めるべきとの考え方が示されました。

その背景には、学歴で人の評価が決まってしまう日本の社会を是正し、その人の日常的な努力や学校卒業後のキャリアも適切に評価しようという、いわゆる学歴社会からの脱却を目指そうという意図があります。これを受け、平成2年（1990）から平成4年（1992）にかけてまとめられた中央教育審議会答申では、生涯学習の基盤整備をすすめるとともに「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される社会」、すなわち生涯学習社会を目指そうとの考え方が示されます。そして、この生涯学習社会の実現こそが、以降のわが国における生涯学習行政の目的となっていきました。

また、生涯学習の理念は、平成18年（2006）教育基本法の改正により、教育基本法第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

「生涯学習」は、人々が生涯に行うあらゆる学習（学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習）を指す幅広いものですが、基本的には、各個人が自発的意思に基づいて行い、必要に応じて、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものであるとされています。

2. 生涯学習をめぐる法制度等の経緯

- 昭和 40 年（1965）にユネスコ「成人教育推進国際委員会」で「生涯教育」が提唱された。
- 昭和 56 年（1981）の中央教育審議会答申「生涯教育について」の中で、初めて「生涯学習」という言葉が用いられた。
- 昭和 60 年（1985）のユネスコ国際成人教育会議における「学習権宣言」では、学習が人間の生存にとって不可欠な手段であることを明言。
- 昭和 61 年（1986）の臨時教育審議会答申では、それまでの学校中心の教育体系を生涯学習中心の体系へ移行する必要性が示された。
- 平成 2 年（1990）に「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（いわゆる「生涯学習振興法」）が施行。
- 平成 4 年（1992）の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」では、「複雑化、成熟化した社会で人々が生活を送るためには、生涯学習に取り組むことが不可欠である」とされた。
- 平成 11 年（1999）の埼玉県生涯学習審議会答申では、学習の成果を生かすための仕組みづくりが重視された。
- 平成 16 年（2004）の生涯学習分科会答申「今後の生涯学習の振興方策について」の中で、「混迷する社会では人々が社会に共通する課題を学習することが重要である」と指摘。
- 平成 18 年（2006）の教育基本法の改正により生涯学習の概念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯に渡って、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること」と定義づけられた。
- 平成 25 年（2013）の中央教育審議会生涯学習分科会で、「生涯学習・社会教育を取り巻く社会が変化する中で求められるもの」として「個人の自立に向けた学習」「絆づくり・地域づくりに向けた体制づくり」があげられ、生涯学習社会の構築の中心的役割を担う社会教育行政の今後のあり方についての報告がなされた。
- 平成 25 年（2013）3 月、埼玉県生涯学習審議会が埼玉県教育委員会の諮問に対して提出した「埼玉県の生涯学習の推進方策について（答申）」において、生涯学習社会を「人生のいかなる時期にあっても必要な学びの機会に接することができ、その学びによって、人々が生涯にわたって人格的に成熟することが目指される社会、また、学びの成果を生かして相互に支え合い、誰もが生涯にわたって、幸せにかつ安心して暮らすことができる社会」と捉えていると答申した。

- 平成25年(2013)3月に埼玉県では、「個人の要望」を踏まえつつも「社会の要請」とのバランスの中で生涯学習への取り組みを捉え直すとともに県民の生涯学習活動を支援することに力をいれていくこととし、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野を明らかにするとして「埼玉県生涯学習推進計画」に変えて、「埼玉県生涯学習推進指針」が策定された。

3. 所沢市の生涯学習のあゆみ

所沢市は、都心への通勤距離圏に位置し、昭和40年(1965)代よりベッドタウンとして新しい市民が増えていく中で、緑豊かな安らぎの文化都市として発展してきました。

こうしたなか「あらためて学習がしたい」「地域でつながりをもちたい」「所沢のことが知りたい」「まちのことを考えたい」と市民サークルや地域団体が生まれるとともに、音楽や文学をはじめとした文化活動、まちの歴史やくらし、子育て、教育などをテーマにした学習活動などが活発に展開されてきました。

昭和60年(1985)からは、市民の主体的な活動を支える拠点を整備する観点から社会教育法に基づく公民館の整備の一環として大型館の建設に取り組みました。

市内に12か所(1分館含む)ある公民館は、集会室や料理室、ホールのほか、地区体育館も備え、様々な学びの拠点として多くの市民に利用され、子どもから高齢者まで世代を超えた交流の場としての役割も果たしています。

その後、平成2年(1990)の生涯学習の振興のための法整備も踏まえ、平成4年(1992)に「生涯学習推進庁内連絡会議」を、平成6年(1994)に「生涯学習推進計画策定市民委員会」を設置し、平成8年(1996)には「生涯学習推進計画」を策定しました。また、生涯学習を推進するための基盤整備として、同年8月に「所沢市生涯学習推進本部」、12月に「生涯学習をすすめる所沢市民会議」を設置しました。

環境整備としては、平成11年(1999)に幅広い市民の学びを支え総合的な推進を図るための生涯学習の拠点として「生涯学習センター」を設置し、平成21年(2009)には市民の学びとその成果を生かす新たな拠点として「生涯学習推進センター」をあらたに開所しました。

所沢の市民文化の特色の一つである「サークル活動」は、市が主催した様々な学習講座をきっかけに、文化活動グループが続々と誕生しました。その多くは、公民館を拠点に活動し、文化活動の横断的な市民団体である「文化団体連合会」なども

組織され、秋の市民文化祭では互いの成果の発表、市民の交流につなげており、市と市民団体が連携した所沢の文化を発信するイベントになっています。

また、学びを通じた様々な出会いをきっかけに、子育て情報を交換するサークルや、健康や福祉の問題を考える団体、手話や朗読グループなど、学習活動、ボランティア活動の輪が幅広い世代で広がっています。

4. これまでの取り組み(所沢市生涯学習推進計画 第1～4次計画)

これまでの推進計画の概要（※詳細は別表「生涯学習推進計画概要」を参照）

- 第1次推進計画
 - ・生涯学習の基盤整備
 - ・基本構想の策定
 - ・「生涯学習をすすめる所沢市民会議」の設置
 - ・生涯学習センターの開所（平成11年（1999））
 - ・事業や制度、推進体制、学習環境の充実
- 第2次推進計画
 - ・情報化推進
 - ・自分の学びを誰かのために役立てるシステムづくり（生涯学習ボランティア人材バンクの設置）
- 第3次推進計画
 - ・各ライフステージにあわせた一人ひとりの主体的学習や現代的課題に対応する学習を推進
- 第4次推進計画
 - ・行政が取り組むべき基本施策として行政施策の充実（市民の学習の実践に向けて行政が担う「取り組むこと」を明確化）、5つの施策を策定
 - 「学習機会の提供」「学習・学習者の支援」「学習環境の整備・充実」
 - 「学習情報の収集・発信」「学習資源の蓄積・活用」



第1次 (平成8年)	内容	1 基盤整備	2 平成11年の生涯学習センターの開所	3 事業や制度、推進体制、学習環境の充実
	詳細	<ul style="list-style-type: none"> 行政が総合的に生涯学習を推進するための組織「所沢市生涯学習推進本部」の設置 市民による市民のための推進組織「所沢市生涯学習市民会議」の設置・生涯学習活動に参加していない市民のための啓発活動 スポーツ施設や博物館などの専門施設を含んだ総合的な施設整備計画を進める 	<p>ネットワークの核となる「生涯学習センター」の設置の準備を進めていく</p> <p>ネットワーク: ミューズ・ふらっと・消費生活センター・保健センターなどの各領域の専門施設をつなぐもので、将来的には公共施設と民間施設ともネットワーク化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進キャンペーンの実施 社会教育施設、スポーツ施設の整備・充実 民間施設の開放促進 学校施設の整備と地域開放の促進 公共施設の整備と生涯学習への活用…等
第2次 (平成13年)	内容	1 生涯学習と地域の関連性(地域と関係の深い学習)	2 自分の学びを誰かのために役立てるシステムづくり(まちづくりに生かすことを重点)	3 情報化(ホームページの開設・IT講習の実施・IT相談室)
	詳細	<p>「地域学習」市民の自由な学習を基本としながら、現代的な課題の学習や地域の課題を協働して学ぶ。これからの生涯学習は学んだ成果を地域社会の発展に生かしていく重要な役割を担う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「市民・行政の協働」という視点 生涯学習人材バンクの充実 地域学習の推進と社会教育の充実 行政の生涯学習化と市民参加の推進 ひらかれた学校への支援体制の整備 NPO・市民活動への支援体制の整備 福祉・ボランティア活動と福祉学習の推進 国際化に対応する学習の推進 職業教育の推進と資格取得のための学習支援 	<p>「情報化」という視点</p> <p>生涯学習に係る総合ネットワークの核として生涯学習ネットワーク、生涯学習支援、生涯学習開発、生涯学習ボランティア等それぞれのセンター機能を発揮し、情報化をすすめていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連機関との連携とセンター機能の充実 情報通信技術(IT)講習の推進と指導者の養成 生涯学習の調査・研究 学習事業の民間活用
第3次 (平成18年)	内容	1 どうすれば住みよい社会をつくることができるか(市民一人ひとりが文化的・健康的な生活を送ること)	2 施策内容 (1) ライフステージにあわせた一人ひとりの主体的学習を推進 (2) 現代的課題に対応する学習を推進 (3) 学びを保障する環境をつくる	
	詳細	<ul style="list-style-type: none"> 「生きるための学び」という視点 主体的に学び、人間として生きる力を蓄える。社会を継続・発展させるために人間としての学びが求められている。 「地域学習のすすめ」という視点 地域の良さや課題を知る。地域で共に学び、仲間づくりをすすめる。現代的課題を地域で学習し、維持可能な社会の形成に寄与する。 「新しい協働をつくる」という視点 市民が主体的に社会に参加・参画し、市民主導の協働の形態を構築する。 	<p>(1) それぞれの成長段階で一人ひとりが人間らしく生きるために意義のある学びは何か考え推進する。</p> <p>(2) 社会共通の課題に対し、解決対応を図るため、課題について学び、意識を高め、行動を起こすことが必要。共通の学びにより暮らしやすいまちをつくる。</p> <p>(3) 学習に必要な情報、場所、システム、制度など、学習環境の充実に向けた整備が求められる。 「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことのできるまちをつくるために整備を進めていく。</p>	
第4次 (平成23年)	内容	1 市民一人ひとりが心豊かにいきいきと人生を送ること	2 市民の学習の実践に向けて行政が担う「取り組むこと」を明確化	
	詳細	<p>教育基本法の改正により「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯に渡って、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること」という生涯学習の理念が明示された。今後は従来のような学びの啓発だけでなく、何をどのように学ぶか、市民の学習の実践に向けた具体的な機会提供や取り組みが求められている。</p> <p>このような点を踏まえ、「市民一人ひとりが心豊かにいきいきと人生を送ること」を計画の目標とした。</p>	<p>行政が取り組むべき生涯学習施策を計画の柱として5つに分類。</p> <p>「学習機会の提供」 学習者個人の欲求に応えるだけではなく、時代に応じた社会的な需要や要請を的確に把握し、それらを踏まえた学習機会を提供していく。学習する時間や場所、方法についてもニーズ分析し、事業や施策に反映する。</p> <p>「学習・学習者の支援」 学習活動の自立を妨げることなく、自主的・自発的な学習を促すようなサポートを行っていく。</p> <p>「学習環境の整備・充実」 快適性や利便性の向上に努めながら、長期的な費用対効果を視野に入れた計画性のある整備を行っていく。利用者目線でユニバーサルデザインを意識した施設整備や管理・運営に努める。</p> <p>「学習情報の収集・発信」 誰もが自由に学習機会を選択し学ぶことができるように、有益で質の高い情報を広く収集し、市民に広く平等に伝達していく。必要な人に必要な情報を届けるため、情報発信の方法やあり方を総合的に研究していく。</p> <p>「学習資源の蓄積・活用」 所沢市の特徴を取り入れた生涯学習を推進する上で、身近な地域に関する歴史や文化、また資料やデータなど「ふるさと所沢」に関する有形・無形の学習資源を保存・蓄積する。</p>	

5. 指針策定の過程

開催年月	内 容
平成 29 年 8 月	生涯学習推進本部幹事会
	生涯学習をすすめる所沢市民会議
11 月	生涯学習推進本部会議
平成 30 年 2 月	生涯学習推進センター運営協議会
	生涯学習推進本部幹事会
8 月	生涯学習推進本部幹事会
9 月	生涯学習推進本部会議
10 月	生涯学習推進センター運営協議会
	教育委員会会議定例会
11 月	生涯学習をすすめる所沢市民会議
	パブリックコメント手続（意見募集）
12 月	生涯学習推進本部幹事会
平成 31 年 2 月	生涯学習推進本部会議
	生涯学習推進センター運営協議会

所沢市生涯学習推進指針

平成31年3月

<編集>

所沢市生涯学習推進本部

<事務局>

所沢市教育委員会教育総務部生涯学習推進センター

所在地 〒359-0042 所沢市並木6-4-1

電話 04-2991-0303

FAX 04-2991-0306

Email b29910303@city.tokorozawa.lg.jp



TOKOROZAWA